



2018年7月11日

各 位

会社名 株式会社 荏原製作所
代表者名 代表執行役社長 前田 東一
(コード番号 6361 東証第1部)
問合せ先 総務部長 鈴木 俊昭
(電話 03-3743-6111)

上告提起及び上告受理申立てに関するお知らせ

2018年6月28日付け「訴訟の控訴審判決に関するお知らせ」でお知らせしましたヤマト運輸株式会社(以下、「ヤマト運輸」)との間の訴訟の控訴審判決について、2018年7月11日に最高裁判所に上告提起及び上告受理申立てをいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告提起及び上告受理申立てをした裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：最高裁判所
- (2) 年月日：2018年7月11日

2. 上告提起及び上告受理申立てに至る経緯

ヤマト運輸は、当社が売却した当社羽田事業所の土地(以下、「本件土地」)に非飛散性の石綿を含有したスレート片(以下、「非飛散性石綿含有スレート片」)が存在していたため、非飛散性石綿含有スレート片を含む本件土地の土砂約13万6千m³を産業廃棄物として撤去処分したとして、当該撤去処分工事の工事費用に相当する金額、並びに当該撤去処分工事によってその後本件土地で行われた物流ターミナルの建設工事が遅延したことにより生じた損害金の合計73億8483万7969円(最終的に85億509万5193円に請求を拡張。)の損害賠償を求める訴訟を提起しましたが、2016年4月28日に第1審の東京地方裁判所は、56億1812万4016円及びこれに対する年6分の遅延損害金の支払を当社に命じ、ヤマト運輸のその余の請求を棄却しました。

これに対して、同年5月12日にヤマト運輸が、同年5月17日に当社がそれぞれ控訴を提起しておりましたが、2018年6月28日に控訴審の東京高等裁判所が当社の控訴を棄却し、ヤマト運輸の控訴を一部認め、第1審で支払いを命じた56億1812万4016円を増額し、59億5278万3219円及びこれに対する年6分の遅延損害金の支払を当社に命じました。

当社としては、当社の瑕疵担保責任を認め、ヤマト運輸の請求の一部を認容した部分について承服できないため、最高裁判所に上告提起及び上告受理申立てをいたしました。

3. 今後の見通し

当社は、上告審においても、ヤマト運輸の請求金額が全部棄却されるよう、引き続き求めていく予定です。なお、本上告提起及び本上告受理申立てが当社の業績に与える影響は現時点では明らかではありません。今後開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上